

令和5年度

第3回御船町議会定例会(6月会議)

議 案

令和5年6月8日(木)

令和5年度第3回御船町議会定例会（6月会議）議事日程

令和5年6月8日（木）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸報告
 - 1 諸般の報告
 - 2 行政報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 2号 専決処分の報告について
- 第 5 報告第 3号 専決処分の報告について
- 第 6 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 5号 事故繰越し繰越計算書について
- 第 8 議案第 2号 御船町地域防災計画の一部修正について
【別冊】
- 第 9 議案第 3号 御船町課設置条例及び御船町一般職の職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 4号 御船町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

- | | | |
|-----|----------------|---|
| 第11 | 議案第5号 | 御船町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第12 | 議案第6号 | 御船町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第13 | 議案第7号
【別冊】 | 令和5年度御船町一般会計補正予算（第2号）について |
| 第14 | 議案第8号
【別冊】 | 令和5年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第15 | 議案第9号
【別冊】 | 令和5年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第16 | 議案第10号
【別冊】 | 令和5年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第17 | 議案第11号
【別冊】 | 令和5年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 第18 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について |

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による町長の専決事項の指定（令和3年6月15日議決）第8号に基づく条例の改正について専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年6月8日提出

御船町長 藤木 正幸

御専第3号 御船町税条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年3月31日

条例第21号

御船町税条例の一部を改正する条例

御船町税条例（昭和30年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条の見出し中「町民税」を「個人の町民税」に改め、同条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「認められるもの」を「認められる者」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同項第2号中「受けるもの」を「受ける者」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「所得割額の合算額」を「均等割額の合算額」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「納税義務者からの申出」を「当該納税義務者からの申出」に、「その事由がその年の」を「当該納税義務者が」に、「発生した場合」を「給与の支払を受けないこととなった場合」に、「当該納税義務者」を「その者」改める。

第46条中「第5号の第15様式」を「第5号の15様式又は第5号の15の2様式」に、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「直に」を「直ちに、」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定の例によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2の見出し中「所得に係る」を削り、同条第1項中「によって徴収することができる」を「により徴収することができる」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。

以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「特別対象」を「特別徴収対象」に、「9月30日での」を「9月30日までの」に、「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においてはそれぞれの」を「にはそのそれぞれの」に、「においては、直ちに」を「には直ちに、」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第6項中「市町村民税」を「町民税」に改める。

第50条第1項中「不足額」を「不足税額」に、「第22条の4様式」を「第22号の4様式又は第22号の4の2様式」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、「第52条による」を削り、同条第3項中「不正の行為による」を「不正の行為により」に改め、同条第4項中「御船」を削る。

第82条第1号ロ中「こえ」を「超え」に改め、同号ハ中「こえるもの」を「超えるもの」に改め、同号ニ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め

、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を削り、同条に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第2項第2号中「住所」を「所在」に改め、同条第4項中「受けようとする者」を「受けようとする者」に、「第1項の登録」を「第1項の規定の登録」に、「第1号イ」を「第1号ロ」に改め、第13項中「第110条」を「第

110号」に改め、同項を第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第10条の5第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の6 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
 - (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
 - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
 - (4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
 - 3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。
 - (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4. 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第1項中「下欄」を「左欄」に改め、同条第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同項の表左欄中「(ア)」を「(ロ)」に、「(イ)」を「(ハ)」に、「(ウ)」を「(ハ)」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項の表左欄中「(ア)」を「(ロ)」に、「(イ)」を「(ハ)」に、「(ウ)」を「(ハ)」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ(ロ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(ハ)a中「6,900円」とあるのは「3,500

円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ(ロ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ(ハ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号ニの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の御船町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の御船町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき御船町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例第82条第1号ニ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の御船町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による町長の専決事項の指定（令和3年6月15日議決）第8号に基づく条例の改正について専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年6月8日提出

御船町長 藤木 正幸

御専第4号 御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

御専第4号

令和5年3月31日

条例第22号

御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御船町国民健康保険税条例（昭和31年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に、「含まれる」を「含まれている」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の御船町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。

令和5年6月8日提出

御船町長 藤木 正幸

繰越明許該当会計

- ・一般会計
- ・公共下水道事業特別会計
- ・水道事業会計

令和4年度 一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	予算現額	翌年度繰越額	左の内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	国県支出金	未収入特定財源			その他
							起債	起債		
2	総務費	1 総務管理費	6,388,000	6,386,644	0	6,249,000	0	0	137,644	
2	総務費	4 選挙費	4,532,000	4,202,000	0	1,179,200	0	0	3,022,800	
3	民生費	1 社会福祉費	41,151,000	41,151,000	0	41,151,000	0	0	0	
5	農林水産業費	1 農業費	3,449,000	3,449,000	0	3,449,000	0	0	0	
5	農林水産業費	1 農業費	16,000,000	16,000,000	0	16,000,000	0	0	0	
5	農林水産業費	1 農業費	114,000,000	58,677,293	0	36,913,469	18,600,000	0	3,163,824	
5	農林水産業費	1 農業費	3,806,000	3,806,000	0	0	0	3,806,000	0	
5	農林水産業費	1 農業費	41,572,000	41,572,000	0	30,666,000	0	0	10,906,000	
6	商工費	1 商工費	80,309,000	80,309,000	0	61,392,000	0	0	18,917,000	
7	土木費	2 道路橋梁費	13,200,000	10,353,000	0	4,171,000	2,900,000	0	3,282,000	
7	土木費	2 道路橋梁費	110,848,000	44,717,867	0	17,470,000	15,700,000	0	11,547,867	
7	土木費	2 道路橋梁費	27,886,000	20,863,290	0	7,552,000	6,000,000	0	7,311,290	
7	土木費	2 道路橋梁費	25,700,000	20,660,393	0	7,158,000	4,600,000	0	8,902,393	
7	土木費	2 道路橋梁費	18,000,000	18,000,000	0	8,215,000	0	0	9,785,000	
7	土木費	2 道路橋梁費	133,483,000	32,549,385	0	0	0	32,549,385	0	
7	土木費	2 道路橋梁費	17,644,000	9,422,559	0	0	0	9,422,559	0	
7	土木費	2 道路橋梁費	83,627,000	80,462,948	0	40,918,000	20,700,000	0	18,844,948	
7	土木費	4 都市計画費	3,480,000	1,000,000	0	500,000	0	0	500,000	
7	土木費	5 住宅費	23,897,000	13,632,000	0	5,184,000	3,500,000	0	4,948,000	
7	土木費	5 住宅費	7,000,000	7,000,000	0	0	0	0	7,000,000	
10	災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	21,670,000	20,184,000	0	19,452,036	0	731,964	0	
10	災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	2,087,000	2,087,000	0	0	0	0	2,087,000	

令和4年度 一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	予算現額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の内訳			一般財源
						国県支出金	未収入特定財源 起債	その他	
10	災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	24,213,000	24,213,000	0	13,458,000	6,600,000	0	4,155,000
10	災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	27,700,000	26,626,926	0	0	0	26,626,926	0
		合計	851,642,000	587,325,305	0	321,077,705	78,600,000	73,136,834	114,510,766

令和4年度 公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	予算現額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の内訳				一般財源
						国県支出金	未収入特定財源 起債	その他		
1	総務費	2 浄水センター管理費	2,086,000	544,500	0	130,000	0	414,500	0	
1	総務費	2 浄水センター管理費	3,003,000	519,000	0	258,000	200,000	61,000	0	
1	総務費	2 浄水センター管理費	53,000,000	53,000,000	0	28,050,000	24,800,000	150,000	0	
2	施設整備費	1 公共下水道費	16,664,000	4,654,000	0	2,092,000	0	2,562,000	0	
2	施設整備費	1 公共下水道費	81,000,000	57,430,626	0	28,254,000	28,300,000	876,626	0	
合計			155,753,000	116,148,126	0	58,784,000	53,300,000	4,064,126	0	

令和4年度御船町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産購入限度額	説明
						一般会計補償金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	i 建設改良費	上水道事業	134,863,000	77,247,004	57,615,996	14,591,000	29,900,000	13,124,996	0	0	関連工事設計の調整及び設計、管 布設工及び工程調整において不 測の日数を要したため。また、社会 情勢に伴う流通の悪化により材料 の納期が遅れたため。
	合計		134,863,000	77,247,004	57,615,996	14,591,000	29,900,000	13,124,996	0	0	

報告第5号

事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項により、別紙計算書のとおり報告する。

令和5年6月8日提出

御船町長 藤木 正幸

事故繰越し該当会計

- ・一般会計

令和4年度 一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	既収入 特定財源	左の内訳			説明	
				支出 済額	支出 未済額				収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県 支出金	起債		
7	土木費	2 道路橋梁費	76,552,880	49,710,066	26,842,814	0	26,842,814	0	14,148,000	8,200,000	0	4,494,814	地域住民との調整に不測の日数を要したため。
10	災害復旧費	1 農林水産業 施設災害復 旧費	87,454,396	70,538,100	16,916,296	0	16,916,296	0	16,414,966	0	85,426	415,904	地元協議と境界確定に不測の時間を要したため。
10	災害復旧費	2 公共土木施 設災害復旧 費	65,715,213	56,592,973	9,122,240	0	9,122,240	0	6,016,000	3,000,000	0	106,240	地域住民との調整に不測の日数を要したため。
合計			229,722,489	176,841,139	52,881,350	0	52,881,350	0	36,578,966	11,200,000	85,426	5,016,958	

議案第2号

御船町地域防災計画の一部修正について
御船町地域防災計画の一部について、別添のとおり修正する。

令和5年6月8日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

御船町議会基本条例（平成22年条例第1号）第12条第1項の規定により、
議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第3号

御船町課設置条例及び御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

御船町課設置条例（昭和52年条例第12号）及び御船町一般職の職員の給与
に関する条例（昭和30年条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制
定する。

令和5年6月8日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条の規定に基づき組織を編成
するため、関係条例を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町課設置条例及び御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

(御船町課設置条例の一部改正)

第1条 御船町課設置条例(昭和52年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(課の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次の課及び室を置く。

- (1) 総務課
- (2) 秘書政策室
- (3) 危機管理防災課
- (4) まちづくり課
- (5) 町民税務課
- (6) 福祉課
- (7) こども未来課
- (8) 健康づくり保険課
- (9) 農業振興課
- (10) 商工観光課
- (11) 建設課
- (12) 環境保全課

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 総務課
 - ア 条例の立案に関する事項
 - イ 職員の進退及び身分に関する事項
 - ウ 議会及び町の行政一般に関する事項

- エ 電算処理及び地域情報化の推進に関する事項
- オ 町有財産の取得、管理及び処分に関する事項
- カ 物品の供給、管理に関する事項
- キ 文書の審査及び保存に関する事項
- ク 公印に関する事項
- ケ 情報公開及び個人情報保護に関する事項
- コ 個人番号に関する事項
- サ 町の財政及び財務に関する事項
- シ その他他課の所管に属しない事項

第2条中第10号を第12号とし、第3号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同条第2号中「企画財政課」を「まちづくり課」に改め、同号中エ及びオを削り、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 秘書政策室

- ア 重要施策の推進、管理及び総合調整に関する事項
- イ 特命事項の調査研究及び企画立案の総合調整に関する事項
- ウ 広報及び広聴に関する事項
- エ 町長及び副町長の秘書に関する事項

(3) 危機管理防災課

- ア 危機管理、防災、消防、防犯及び交通安全に関する事項
- イ 自衛官に関する事項

(御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 御船町一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

5	課長、局長、審議員の職務（6級に掲げる職務を除く）
---	---------------------------

」を「

5	課長、室長、局長及び審議員の職務（6級に掲げる職務を除く。）
---	--------------------------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議案第 4 号

御船町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

御船町重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成 9 年条例第 13
号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改
正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

御船町重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表一部負担金の項を次のように改める。

一部負担金	医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額（他の法令等により国又は地方公共団体の負担により給付される医療がある場合は、その医療の額を控除した額）
-------	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の御船町重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）以後の診療又は施術に係る医療費について適用し、適用日前の診療又は施術に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第 5 号

御船町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

御船町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 20 年条例第 9 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

御船町内における熊本県地域未来投資促進基本計画重点促進区域の追加設定に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

御船町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成20年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

	区域の範囲	緑地の面積 の敷地面積 に対する割 合	環境施設の 面積の敷地 面積に対す る割合
乙種地区	御船482—1 辺田見1609、1736、1737、1741、1742、1743、 1744、1745、1746、1747、1753—1、1754、 1755、1756、1757、1758—1、1758—2、1759、 1760、1761、1762—1、1762—2、1763、1764、 1765、1766、1767、1769、1770、1771、1772、 1776、1777、1778、1779、1780、1803、1806、 辺田見1888—7、1888—8、1888—10、1888 —13 高木2212—1、2233—3、2267—1、2307— 5、2315—3、2342—3、2378—1、2378— 3 高木2070、2071、2077、2079、2080、2189—	10%以上	15%以上

1、2263、2266、2267—4、2502—1、2505—1、2507—1、2507—3、2507—4、2511、2511—1、2512、2515、2517、2517—1、2522—1、2522—3、2527—1、2530—1、2530—2、2530—3、2533—2、2534—1、2534—3、2534—4、2538、2539、2539—1、2540、2543—1、2544—1、2544—2、2544—3、2544—4、2546—1、2546—2、2547—1、2552、2553—1、2554、2070—4、2571、2572、2593、2620—1

高木4769—1、4770—1、4771、4772、4773、4774、4775、4776—1、4776—2、4777、4778、4779—1、4781—1、4803—1、4804、4805、4806、4807、4808、4809—1、4810—1、4825—2、4826、4827、4828、4829、4830、4831、4832、4833、4834、4835、4836—1、4837、4838、4839、4840、4841、4842、4843、4844、4845、4846、4847、4852、4856、4857、4858—1、4858—2、4859、4860、4861、4862、4863、4875、4876

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

御船町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

御船町水道事業の設置等に関する条例（平成 29 年条例第 8 号）の一
部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 8 日

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

行政区の再編に伴い、給水区域を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

御船町水道事業の設置等に関する条例（平成 29 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「3 丁目、4 丁目、5 丁目」を「本町」に改め、同項第 2 号中「上荒瀬、下荒瀬」を「荒瀬」に、「上迎町、下迎町」を「迎町」に改め、同項第 13 号中「田畑、町」を「水越中央（この条例において、改正前の御船町水道事業の設置等に関する条例第 3 条第 2 項第 13 号に規定する田畑及び町のことをいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について
人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

- 1 住 所 御船町大字 [REDACTED]
- 2 氏 名 柴田 敏博 (しばた としひろ)
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和5年6月8日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

これが、この議案を提出する理由である。